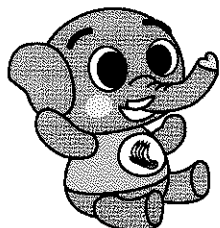
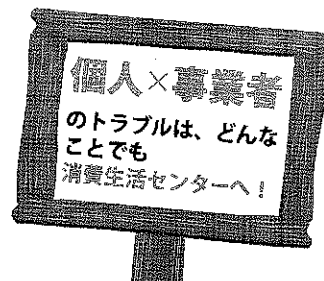


かすみがうら市消費生活センター

くらしのほっと通信



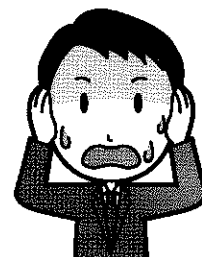
ほっとクン

かすみがうら市消費生活センターでは市内在住の方を対象に、商品やサービスの契約・解約のトラブル、商品の危険・安全性、多重債務など、消費生活に関する相談を受け付けています。
また、市民の皆様からの情報提供もお願いしています。

こんな手口にご用心！【二次被害】

被害救済サイト

無料アダルトサイト、いきなり「登録」になって、高額な支払を請求された。ビックリして相談機関をネットで探した。「詐欺被害救済します」とあった業者と契約したが、不審だ。



原野商法

「値上がりする」と勧誘され購入した原野がある。

昨日、開発計画があるので売って欲しい、その前に測量費を払ってほしいと言うが、信用できるか。



一言アドバイス

被害救済をうたう、公的機関に類似した名前の業者があります。被害回復のはずが、高額の料金を払ったあと連絡が付かなくなった、等の相談が多くあります。弱みに付け込む悪質な商法です。
先にお金を要求する業者は「詐欺」を疑いましょう！
おかしいな？と思ったら、業者に連絡する前に「消費生活センター」へ！

消費者ほっとライン188のご案内

「センターに連絡したいが、今日は休みだ」、そのような時は **188** へ、開所しているセンターにつながります。それ以外は下記にご連絡ください。

かすみがうら市消費生活相談のご案内

消費生活センター

所在地

- 本所 かすみがうら市役所霞ヶ浦庁舎内（大和田 562）
- 出張相談所 勤労青少年ホーム内（稲吉 2-6-25）

相談日

- 本所相談日 月・火・木・金
- 出張相談日 水・木・金（不在の場合もあります）
（祝日・年末年始を除く）

相談時間

午前 9 時から正午 午後 1 時から午後 4 時まで

電話

0299-59-2111・029-897-1111（どちらでも可）
※来所される方は、事前に電話にてご連絡くださいますようお願いいたします。

休館日の情報は電話やホームページでもご確認できます。

かすみがうら市消費生活センター

消費者ホットライン

「188」でも相談先の案内を行っています。（年末年始を除く）

「見守り力」でなくそう！高齢者を狙う悪質商法！

家族や地域で「見守り力」向上のため大事なこと

① 見守り・気づき ② 声かけ・確認 ③ 相談は消費生活センターへ

特に見守りが必要な方（あなたの周りにいませんか？）

高齢者：ひとり暮らしの高齢者や、高齢者のみの世帯

判断力が低下した方：自分では気づきにくいものです

過去に被害にあった方：個人情報流出している可能性があり、二次被害に注意！

注意
ポイント

- 個人情報教えない事
- その場で契約しない事
- ひとりで悩まず まず相談

みんなで協力して、
被害の「未然防止」「早期発見」
「被害拡大防止」しましょう！



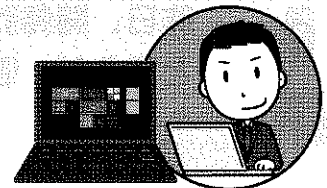
遠隔操作によるプロバイダー変更トラブル

事例1

電話勧誘で、通信料が安くなると言われてプロバイダー契約を遠隔操作で変更した。業者の説明のように安くならないことが分かったので、解約を申し出たら違約金を請求された。

事例2

「ネットが速くなるし料金も安くなる」と電話があった。
よく分からないまま遠隔操作でプロバイダーの変更をした。
電話だけで契約になるとは思わなかった。



対処方法

プロバイダーの勧誘電話が非常に多くあります。代理店名を名乗らず、大手通信会社のような言い方をする場合があります。

工事をしなくても「遠隔操作」で簡単に変更出来ます。

電話だけでも契約は成立しますが、平成28年5月21日「電気通信事業法」の改正で書面交付が義務付けられました。

よく読んで不審な点は業者に問い合わせましょう！

契約内容に納得できないときは、書面を受け取ってから8日間は「初期契約解除制度」があります。

平成28年
4月から

「道路交通車両法」が改正され、車ナンバープレート
カバーの装着は禁止になっています。

事例

無人コイン洗車機で洗車中、ナンバープレートカバーが機械に引っかかり、
車体に傷がついてしまった。外れた物の補償と傷の修復をしてもらいたい。



業者の対応

純正部品以外の破損は、補償対象外。ナンバープレート、車体から浮いているものはガムテープで留めるよう、利用者の管理責任で行う等の記載をしてあります。さらに操作画面も記載内容を「承認」しないと次に進めないようにしてあります。

一言コメント この件について業者側の落ち度はなく、補償してもらえなくても仕方ないですね。